

天童市告示第139号

令和3年度天童市中小企業者（観光等）緊急経営支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月28日

天童市長 山本 信治

令和3年度天童市中小企業者（観光等）緊急経営支援給付金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内経済の持続を図るため、観光関係事業所等がその経営を維持するための取組を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該事業所に対し、給付金を交付する。

（給付対象者）

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和3年4月1日の時点において市内に事業所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 天童ビジネスホテル協会に加盟する事業者
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けた一般乗用旅客自動車運送業者
- (3) 道路運送法第8条の規定による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送業者
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、小規模企業者又は個人事業主で、かつ、旅行業法（昭和27年法律第239号）第5条の規定による登録を受けた旅行業者又は旅行業者代理業者
- (5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定による認定の受けた自動車運転代行業者
- (6) 独立行政法人国際観光推進機構から認定を受けた外国人観光案内所又は国から登録を受けた道の駅に位置する事業者（市内に本社を有するものに限る。）
- (7) 一般社団法人日本観光施設協会に加盟する事業者（市内に本社を有するものに限る。）
- (8) 宿泊施設外で収容人数が100名以上の結婚式場を営む事業者
- (9) 令和元年において天童温泉協同組合に加盟する宿泊施設との年間取引額が100万円以上ある事業者

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める観光関係団体等
(申請要件)

第3条 給付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、給付金の交付を申請することができる。

- (1) 令和3年3月31日までに事業を開始していること
- (2) 給付金受給以後も事業を継続する意思があること
- (3) 令和3年1月から3月のいずれかの月の売上げが、平成31年又は令和2年同月に比して20パーセント以上減少していること。
- (4) 平成31年度の市税に滞納がないこと。ただし、個人事業主であって滞納がある場合においては、当該個人事業主が納付の意思があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。

2 前項第3号の規定にかかわらず、令和2年4月1日以後に開業した事業者が給付金の申請を行う場合は、売上高の比較を要しないものとする。

(給付対象経費及び給付金の額)

第4条 給付金の交付の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は給付対象者が行う経営の維持に要する経費とし、給付金の額は次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号に該当する者 30万円
- (2) 第2条第2号から第8号まで及び第10号のいずれかに該当する者 20万円
- (3) 第2条第9号に該当する者のうち、年間取引額が1,000万円以上の者 30万円
- (4) 第2条第9号に該当する者のうち、年間取引額が1,000万円未満の者 20万円

2 前項の規定にかかわらず、既に令和3年度天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金交付要綱（令和3年市告示第138号）の規定による給付を受けた者には、同項の規定に定める額から既に給付を受けた額を減じて得た額とする。

(交付申請及び実績報告等)

第5条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 天童市中小企業者（観光等）緊急経営支援給付金申請書（兼）請求書（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該補助対象者に当該給付金に係る交付決定通知書（様式第2号）により通知し、給付金を交付するものとする。

3 前項の規定による給付金の交付があったときは、当該給付金の額の決定に係る書類をもって規則第14条に規定する実績の報告に代えるものとする。

（交付の取消し）

第6条 市長は、交付を受けた者が偽り又はその他不正な手段により交付を受けたときは、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（帳簿等の保管）

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和4年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。